

**経営・技術強化支援事業（エキスパートバンク）及び
専門家派遣事業（重層エキスパートバンク）に係る
専門家選定要領**

岩手県商工会連合会

1 目 的

この要領は、県内の小規模事業者等が必要としている各種の専門的、実践的な知識、技術、技能等（以下、「技能等」という。）について、深い知識を有する者（以下、「専門家」という。）を派遣し、具体的、実践的な事項について適切な指導・助言を行える専門家を選定することを目的とする。

2 専門家の選定要件

専門家は、次の各号の一に該当する者であって、本事業の実施に関して適当と認められる者を選定する。

- (1) 各種の技術、技能等（以下「技能等」という。）に関する実務に10年以上の経験を有する者であること。
- (2) 技能等に関する公的資格を有し、かつ、実務に5年以上の経験を有するものであること。
- (3) 技能等に関する指導、教育機関に属し、指導、教育、研究等に5年以上の経験を有する者であること。
- (4) 上記前各号に掲げる者と同等以上の技能の経験を有すると認められる者であること。

3 専門家の登録

- (1) 専門家登録を希望する者が「経営・技術強化支援事業 専門家登録申請書」（様式1）を本会に提出するものとする。
- (2) 「経営・技術強化支援事業 専門家登録申請書」の提出があったときは、本会は審査の上で随時専門家としての登録の適否を判断するものとする。
- (3) 専門家の登録を行ったときは、本会は、「経営・技術強化支援事業 専門家登録決定通知書」（様式2）をもって当該専門家に通知するものとする。
- (4) 本会は、登録された専門家を本会ホームページ等に、原則、氏名・居住地（勤務先住所）・勤務先（所属企業名）・公的資格・専門分野を公開する。ただし、専門家が希望しない場合に限り、一部の公開を行わないこととする。
- (5) 登録事項の変更または登録の廃止を希望する専門家は、速やかに「経営・技術強化支援事業 専門家登録（変更・廃止）届」（様式3）を本会に提出するものとする。

4 登録の有効期間等

- (1) 専門家の登録の有効期間は、登録の決定の日（以下「登録日」という。）から登録日の属する年度の翌々年度末とする。ただし、登録の有効期間内であっても本会が不適格と判断した場合は登録を抹消できるものとし、専門家登録の取り消した場合、本会は、「経営・技術強化支援事業 専門家登録取消決定通知書」（様式4）をもって通知する。

5 登録の更新

- (1) 前条の有効期間の満了後引き続き専門家の登録を更新しようとする場合は、有効期間満了の日の1カ月前までに、「経営・技術強化支援事業 専門家登録更新申請書」(様式5)による申請をしなければならない。
- (2) 専門家の更新要件は、第2条の専門家の選定要件を満たし、かつ、次の各号の一に該当する者とする。なお、同一企業に対し同じ年度に指導を複数回行った場合は、指導実績を1回とする。
 - ア 本会が実施する専門家派遣事業等にて指導実績が3年間で3回以上あること
 - イ 本会を含め他商工指導団体にて専門家派遣事業等にて指導実績が3年間で3回以上あること。
 - ウ 上記以外で本会が特に指導が優れているものと認める者。
- (3) 登録の更新の申請については第3条第2項を準用する。
- (4) 登録の更新を行ったときは、本会は、「経営・技術強化支援事業 専門家登録更新決定通知書」(様式6)を申請者に通知するものとする。
- (5) 第3項の規定により更新された登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して3年間とする。ただし、登録の有効期間内であっても本会が不適格と判断した場合は登録を抹消できるものとし、専門家登録の取り消した場合、本会は、「経営・技術強化支援事業 専門家登録取消決定通知書」(様式4)をもって通知する。

6 その他必要事項

この要領に定めのない事項については、会長が別に定める。